

社会福祉法人清明会 介護福祉施設サービス費（入所）料金表

令和7年4月現在

1. 介護福祉施設基本サービス費（単位／日）

施設	はなみずき			むらかみの郷
	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要介護度 1	670	573	573	682
要介護度 2	740	641	641	753
要介護度 3	815	712	712	828
要介護度 4	886	780	780	901
要介護度 5	955	847	847	971

2. 介護福祉施設加算サービス費（単位）

加算サービス	はなみずき		むらかみの郷
	ユニット型	従来型	
初期加算 ※入所後30日	30単位／日	30単位／日	30単位／日
安全対策体制加算 ※入所時のみ	20単位	20単位	20単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位／日	6単位／日	—
日常生活継続支援加算	—	—	46単位／日
夜間職員配置加算	—	13単位／日	46単位／日
看護体制加算	6単位／日	4単位／日	35単位／日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	—	—	50単位／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位／月	10単位／月	10単位／月
自立支援促進加算	—	—	280単位／月
協力医療機関連携加算Ⅰ	50単位／月	50単位／月	50単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ	15単位／月	15単位／月	15単位／月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	—	—	総単位数の14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の13.6%		—

※1単位当たりの単価10.45円。負担割合は、お持ちの介護保険負担割合証によります。

3. 食事・居住費（円／日）

施設	はなみずき			むらかみの郷
	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
食費	第1段階	300	300	300
	第2段階	390	390	390
	第3段階（1）	650	650	650
	第3段階（2）	1,360	1,360	1,360
	第4段階	1,800	1,800	1,800
居住費	第1段階	820	380	0
	第2段階	820	480	430
	第3段階	1,310	880	430
	第4段階	2,720	1,500	1,180

※負担額は、市町村より交付される介護保険負担限度額認定証の有無及び認定証の負担段階によります。

4. その他の利用料（円）

項目	はなみずき	むらかみの郷	項目	はなみずき	むらかみの郷
おやつ代	110/日	180/日	理美容	実費	実費
事務管理費	1,500/月	2,000/月	外出援助		
行事食代	500/回	500/回	(1時間未満)	4,000	5,000
			(以後30分毎)	1,000	1,500

※医療費（外来・入院・薬代）・持ち込み家電電気料金等は、自己負担となります。

※ユニット型個室については、ベッド以外（家具・カーテン・食器等）はお持ち込みが必要となります。

5. 1カ月の利用料の目安（円）〈30日の月・負担割合1割の場合〉

【サービス費（加算含む）＋食費＋居住費＋おやつ＋金銭管理費】

施設		はなみずき			むらかみの郷
要介護度	負担段階	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要介護3	第1段階	69,742	52,178	40,778	77,414
	第2段階	72,442	57,878	56,378	80,114
	第3段階（1）	94,942	77,678	64,178	102,614
	第3段階（2）	116,242	98,978	85,478	123,914
	第4段階	169,942	130,778	121,178	186,014
要介護4	第1段階	72,270	54,670	43,270	80,022
	第2段階	74,970	60,370	58,870	82,722
	第3段階（1）	97,470	80,170	66,670	105,222
	第3段階（2）	118,770	101,470	87,970	126,522
	第4段階	172,470	133,270	123,670	188,622
要介護5	第1段階	74,728	57,128	45,728	82,524
	第2段階	77,428	62,828	61,328	85,224
	第3段階（1）	99,928	82,628	69,128	107,724
	第3段階（2）	121,228	103,928	90,428	129,024
	第4段階	174,928	135,728	126,128	191,124

※負担割合証で2割もしくは3割負担の方は上記金額と異なります。

6. 介護保険施設での食費・居住費の軽減について

世帯全員が住民税非課税であり、以下の要件に当てはまる方は、市町村の窓口にて負担限度額認定申請を行うことで、食費・居住費の軽減を受けることができます。

負担段階	対象者	預貯金等の金額
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
第2段階	年金収入額とその他所得合計が年間80万円以下	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階（1）	年金収入額とその他所得合計が年間80万円以上120万円以下	単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階（2）	年金収入額とその他所得合計が年間120万円以上	500万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が1,500万円以下
第4段階	〈制度対象外〉住民税課税世帯	

※その他、複数の要件を満たす事で「特別軽減措置」として第3段階の負担限度額に引き下げられる場合があります。

ご不明点については、各施設の生活相談員までお問合せ下さい。

はなみずき（担当 瀬野） むらかみの郷（担当 鈴木）